

告示

埼玉県告示第千四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場ナンバー一 午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場ナンバー二 午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場ナンバー三 午前六時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場ナンバー四 午前六時三十分から午後九時三十分

（変更後）駐車場ナンバー一 午前六時から午後九時三十分

駐車場ナンバー二 午前六時から午後九時三十分

駐車場ナンバー三 午前六時から翌午前〇時三十分

駐車場ナンバー四 午前六時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月一日

二 届出年月日

平成二十六年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課